

# 申の 告

- **期間**  
2月6日(金)～3月16日(月)  
※平日のみ
- **時間**  
午前の部 9時～11時30分  
午後の部 1時～4時30分
- **会場**  
白河地域＝本庁舎5階正庁  
表郷地域＝表郷庁舎2階大会議室  
大信地域＝大信農村環境改善センター  
東地域＝東農業技術センター2階  
(東庁舎隣り)
- **本庁舎課税課** ☎21111 内2127・2128・2129 / 各庁舎地域振興課  
表郷 ☎32112 大信 ☎462113 東 ☎342112

## 申告が必要な方

市役所で申告が必要と思われる方には、1月下旬に案内を送付しました。なお、指定された日時に来庁できない場合は、期間中の都合の良い日にお越しください。

### 案内がなくても申告が必要な方

平成27年1月1日現在、本市に住民登録がある方で、次のような方は申告が必要となる場合がありますので、ご確認ください。

- 無収入で、本市に住民登録がある家族の扶養になっていない方
- 前年中に仕事を辞めた方や新たな収入があった方

### 市役所での申告が必要のない方

- 税務署で申告される方
- 給与収入だけで年末調整が済んでいる方
- 本市に住民登録がある家族の扶養になっている方
- 税理士へ申告の依頼をしている方

### Point

#### 申告はとても大切です！

申告をしないと、所得・課税証明書などの各種証明書の発行、無収入などの場合の国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の軽減措置、所得に応じた介護保険料の決定などが適正にできなくなります。該当する方は、必ず申告をしてください。

## 申告に必要なもの

- ① 印鑑
- ② 平成26年分の源泉徴収票（給与、年金収入の方）
- ③ 平成26年中の収入、必要経費をまとめた帳簿（個人で事業、農業などをしていた方）
- ④ 平成26年中の生命保険料・地震保険料などの控除証明書、健康保健・年金・寄附金などの領収書や証明書、医療費の領収書など（必ず集計をしてご持参ください）
- ⑤ 障がい者控除を受ける方は、障がい者手帳など
- ⑥ 本人の口座番号が分かるもの（通帳・キャッシュカードなど）  
※ 還付（納め過ぎた所得税を本人に返すこと）を受ける際に必要です。

### Point

#### 納付額が分からない場合は？

国民年金保険料で、領収書などを紛失し、納付額が分からない場合は、日本年金機構白河事務所（郭内）で納付額の証明を受けることができます。

- 日本年金機構白河年金事務所 ☎4161（自動音声応答案内の指示に従ってください）

※ インフルエンザ予防のため、申告会場では職員がマスクを着用して対応する場合がありますので、ご理解をお願いします。また、来場される際には、感染予防のご協力をお願いします。

## 白河税務署からのお知らせ

税務署では、平成26年分の申告書作成を次の会場で実施します。

### ■ 申告書作成会場

市産業プラザ人材育成センター2階（中田）

### ■ 開設期間・時間

2月2日(月)～3月16日(月) / 午前9時～午後4時（平日のみ）

※ 期間中は、税務署には申告会場を設置していませんのでご注意ください。開設期間以外は税務署が申告会場になります。また、午後3時以降は申告会場が混雑する傾向にありますので、なるべく早い時間帯にお越しください。

### ■ 自書申告の推進

会場では、申告納税制度の趣旨から、ご自分で申告書等を作成していただく体制をとっていますので、ご協力をお願いします。また、申告書は、郵便・信書便またはe-Taxでも提出することができます。

## 震災による雑損控除等を申告される方へ

市役所本庁舎・各庁舎での申告相談は混雑が予想されます。震災による雑損控除の繰越損失のある方や、雑損控除の申告手続きが済んでいない方の申告相談は、白河税務署で行います。

それぞれの事情をお聴きしながら計算するため、一般的な申告相談に比べて時間が掛かりますので、相談はお早めをお願いします。

- 白河税務署 ☎7111（自動音声応答案内の指示に従ってください）

## インターネット確定申告

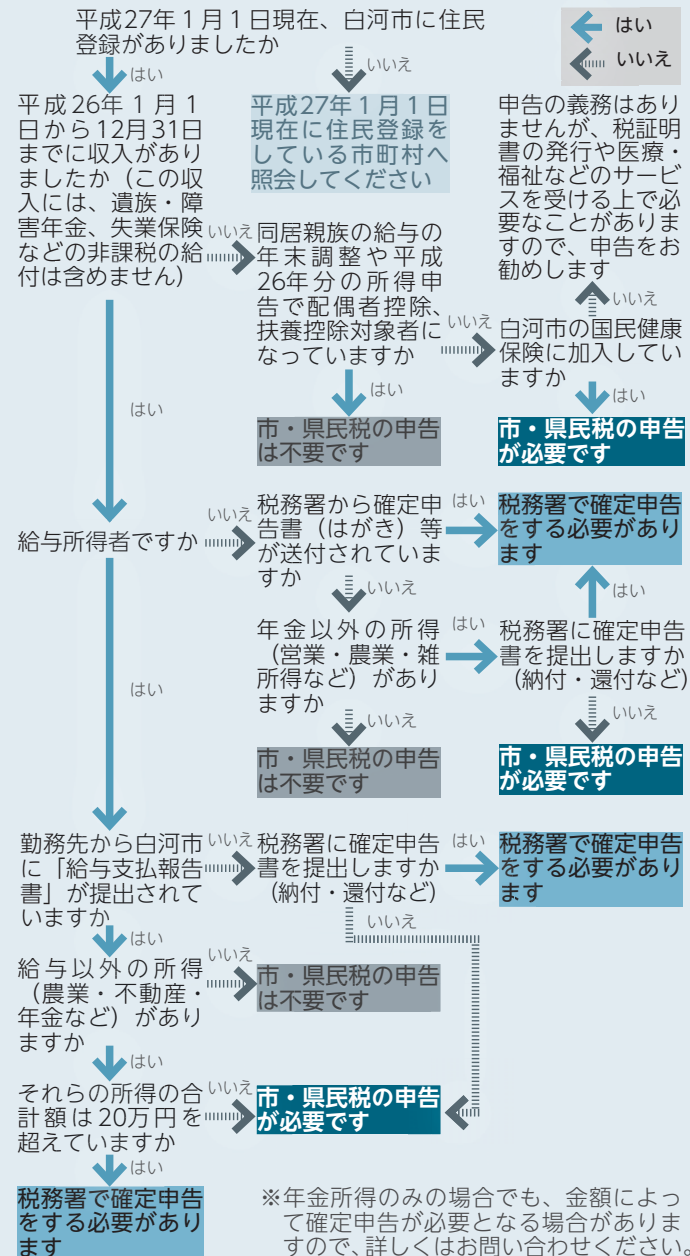
パソコンをお持ちの方は、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」で申告書等を作成することができます。

また、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用すると自宅や事務所からインターネットを利用した申告書等を作成することができます。ただし、事前に手続きが必要です。詳しくは国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧ください。



申告の期限は3月16日(月)までです。申告が必要な方は、忘れずにお願いします。

## 申告が必要か確認してみましょう！



※ 年金所得のみの場合でも、金額によって確定申告が必要となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。